

療養通所介護における 児童発達支援事業等

公益財団法人日本訪問看護財団

療養通所介護推進委員会 委員長 安藤真知子

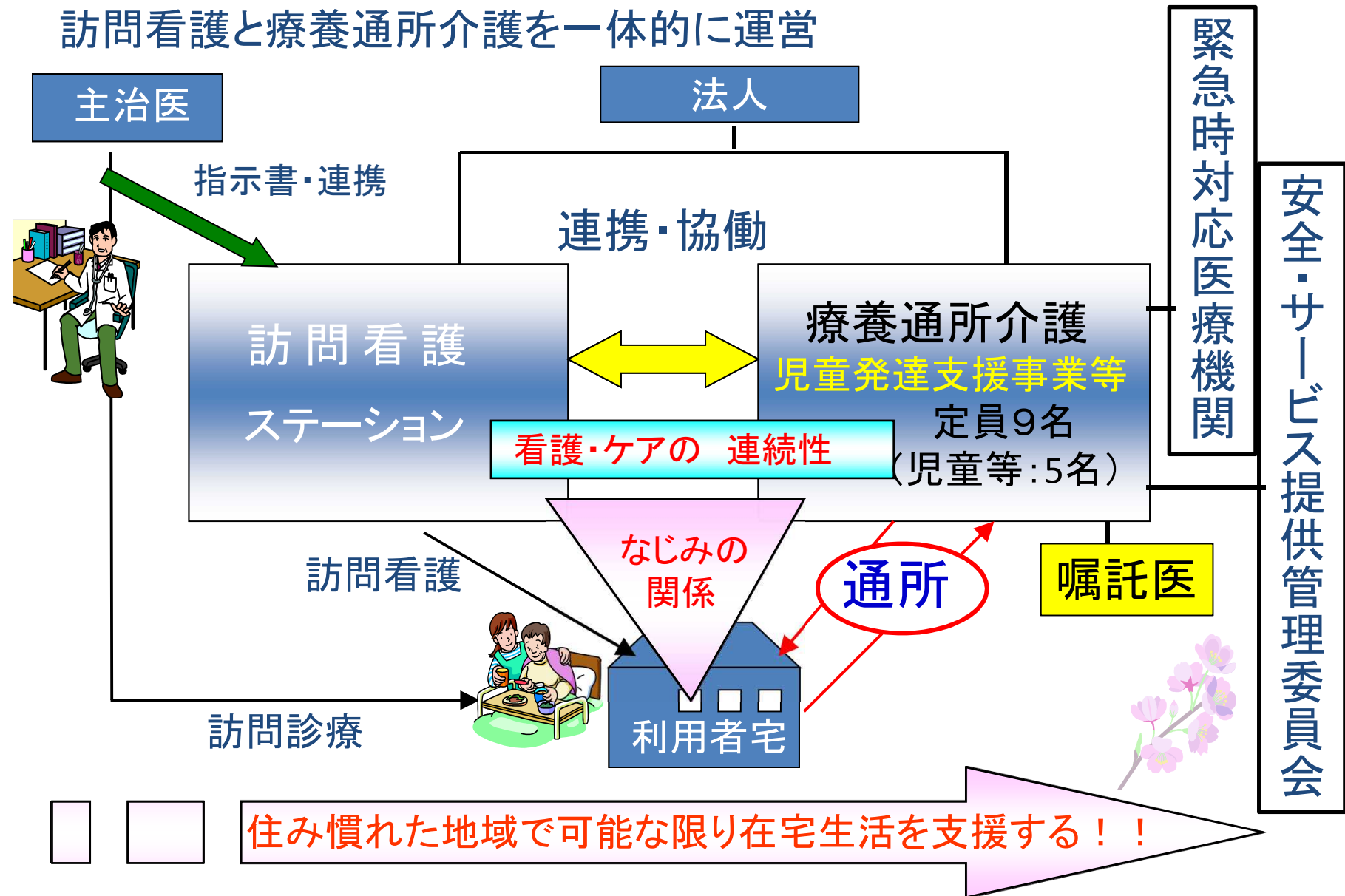
(一般社団法人 在宅ケアセンターひなたぼっこ 代表理事)

公益財団法人日本訪問看護財団

常務理事 佐藤美穂子

療養通所介護における児童発達支援事業のしくみ

訪問看護と療養通所介護を一体的に運営



療養通所介護の運営基準の概要

- 人員配置基準

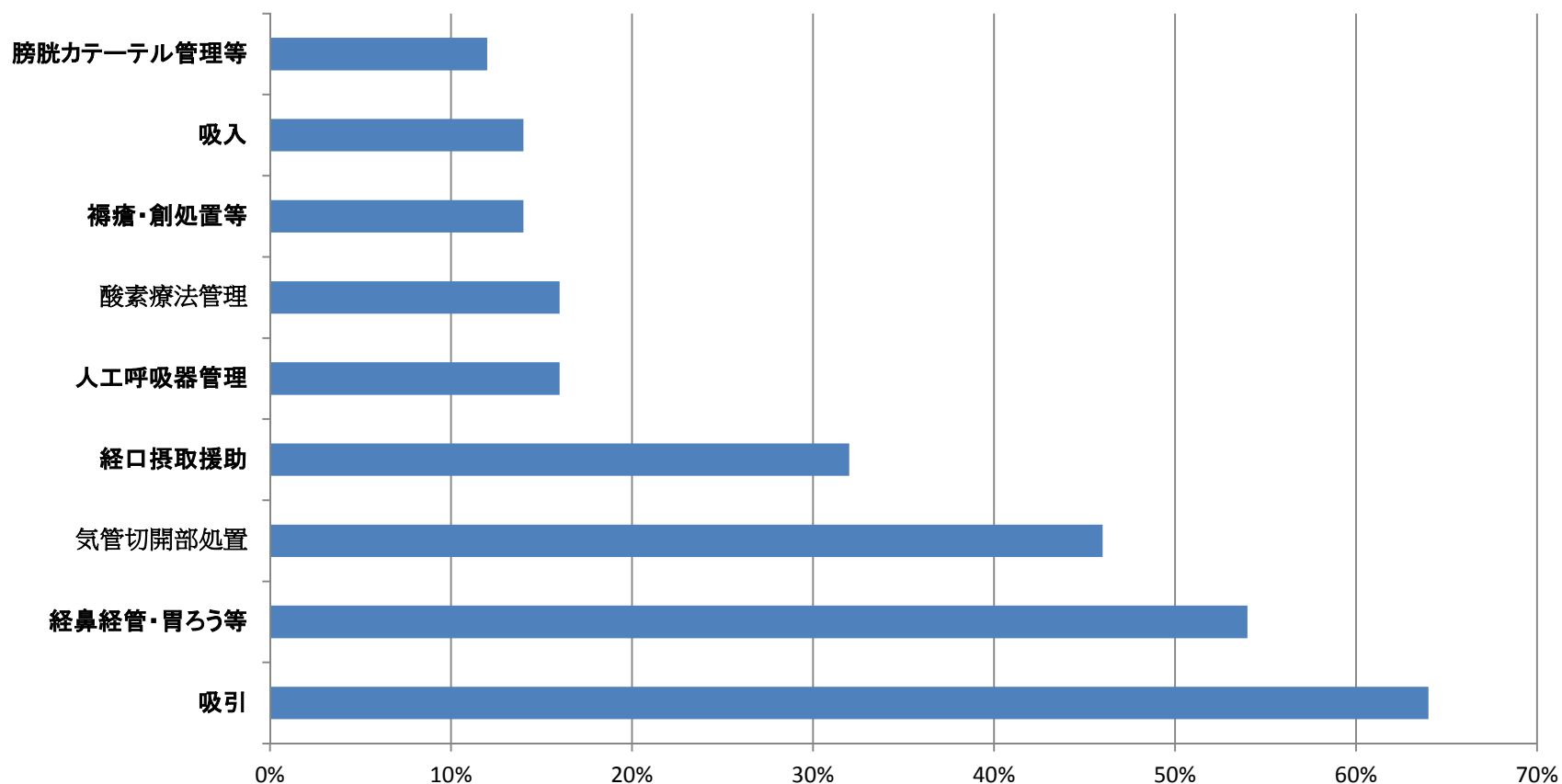
利用者：看護・介護職員 = 1.5 : 1

常勤専従の看護師を 1名以上配置

- 管理者 常勤専従の看護師
 - * 訪問看護ステーション等との兼務可
 - * 訪問看護の経験者であることが望ましい
- 定員 9名以内(平成24年4月～)
- 目的 社会的孤立感の解消、心身機能の維持
家族の身体的及び精神的負担軽減

重症心身障害児・者の医療的ケアの現状

療養通所介護利用中に必要なケア(医療的ケア)
介護保険対象外(複数回答)



平成22年度老人保健事業推進費等補助金事業「療養通所介護の多機能化に関する調査研究事業」の報告書より（一部抜粋改変）
財団法人 日本訪問看護財団 平成23年(2011年)3月

1日のケアの流れ Bさんの場合



* 写真は、了解を得て使用しています

| | | |
|-------|---------------------------------------|-------------------|
| 9:00 | 自宅(お迎え) | |
| 9:35 | 到着 バイタル測定・人工呼吸器(トリロジー)の確認 | |
| 10:00 | 入浴 入浴後ケア気管切開部ケア等 点眼・眼軟膏 口腔ケア | |
| 10:50 | ソリタ300m(胃内容確認)、漢方薬注入 | |
| 11:30 | 吸入 | |
| 11:40 | ソリタ終了 | |
| 12:45 | オムツ交換陰部洗浄、軟膏塗布 リハビリ(PT) | 童謡のCDを流す 本を読む等 |
| 13:40 | カフアシストによる排痰・吸引 | |
| 13:55 | オムツ交換陰部洗浄、軟膏塗布 | |
| 14:00 | 定期的内服薬注入 エンシュア50ml+白湯100ml 吸入 | |
| 15:10 | 終了 | |
| 15:30 | オムツ交換陰部洗浄、軟膏塗布 | |
| 15:40 | 送り | |
| 15:50 | 自宅 | |

療養通所介護における児童発達支援事業等の実際



送迎



入浴



カフアシストによる排痰

療養通所介護における児童発達支援事業等の課題

1) 希望する時間に送迎が困難である

- 個別送迎で、交通事情も伴う。
- 小規模の事業であるため、送迎車の台数が1～2台。
- 寝台車対応の対象者が多い。
- 高齢者を対象にした送迎車であるため、小児が使用するバギー等の固定に時間や工夫を要する。

2) 医療的ケア・送迎に対する評価がない

- 送迎 → 看護師が同乗し、2名体制で個別送迎。
- 人工呼吸器装着児の入浴 → 看護師2、介護職員1名の体制を要する。
- 気管切開部のケア等専門的なケアを実施している。
- 高齢者のみを対象としていた時期より看護職員の動きがハードになっている。小児看護の専門性を求められる。

療養通所介護における児童発達支援事業等の課題

3) 利用希望者が多く、定員5名を6名に変更すると基本報酬が減算となり、運営が困難となる

4) キャンセルが多い

重症心身障害児に対する欠席加算の評価が低い

5) 吸引等の医行為に対して、介護職員には、主治医から指示書が交付される。看護師の診療の補助行為に対しては指示書がない

(訪問看護指示書と、各事業所が作成している医師への確認書による連携にて、医療的ケアを提供している)

医療的ケア及び緊急時の連携用紙の例

療養通所介護における連携用紙

●内容

氏名

開始日

送迎時の注意点

服薬(点眼も含む)

胃瘻・経鼻経管栄養

吸引・吸入

排泄

その他

緊急時の対応

創処置

その他 * 医師へ報告する目安等
例) 体温 38.0℃以上

急変事態に関する確認書

- 通所時に救急搬送が必要となった場合に対して、本人もしくは家族や後見人に意向を確認している
- 確認後、主治医と再度、連携用紙をもって、緊急時の対応の確認をしている

重症心身障害児の受け入れ体制を充実させるために

◆送迎に関する評価

- ・看護・介護職員による送迎を保険等給付により評価
- ・外部送迎サービスの整備と利用者負担軽減
- ・高齢者仕様の送迎では対応できない、障害児の個別送迎に対する加算の設定

◆入浴等に特別な管理・専門性を要することへの評価

◆安全に医療的ケアを実施するために、主治医から看護師への指示ができるしくみ

◆小刻みに受け入れ枠を拡大する設定

- ・定員5名以上10名未満ではなく、6名、7名等の設定が必要

◆キャンセルによる事業者負担の軽減

障害児通所支援等の届け出等状況

| | 活動中である | 申請中である |
|----------------|--------|--------|
| 児童発達支援 | 6事業所 | 1事業所 |
| 放課後等 デイサービス | 4事業所 | 1事業所 |
| 障害児相談支援 | 1事業所 | |
| 日中一時支援 事業 | 11事業所 | |

2012年11月現在の78療養通所介護事業所中、44事業所からの回答より

2013年「療養通所介護事業所における重症心身障害児の地域生活支援事例集の作成」日本訪問看護財団

児童発達支援事業等のサービス量を増やすために

- ◆児童福祉法等の制度に関する知識不足を解消
 - 療養通所介護事業従事者への研修会等による普及
- ◆利用者6人以上のスペース・備品等の整備支援
 - 事業所開設時の支援(施設・設備等補助金)
- ◆保育士・児童相談員確保困難の解消
- ◆重症心身障害児の発達支援に関する知識・技術不足の解消
 - 研修会等を開催、現場での体験学習の受け入れ
- ◆指定申請に際し、都道府県・市町村の担当者との協議に時間を要したり、理解困難を感じる
 - 行政担当者への周知